（参考例）

別紙

日常生活に係るサービス提供の要否等の自由な選択について

入居者の日常生活に係るサービス※については、提供の要否や事業者を、入居者が自由に選択することができます。

【上記の日常生活に係るサービスの例】

（これは例示であり、他にも多様なサービスが該当します。）

介護サービス、医療、歯科医療、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、

柔道整復、食事の提供、調理・洗濯・掃除等の家事、金銭管理、理髪　　　　　　　　 　等

※次のサービスは対象に含まれません。

・高齢者の居住の安定確保に関する法律に定める状況把握サービスおよび生活相談サービス

・利用権方式の契約において居住部分と一体として提供されるサービス

平成　　年　　月　　日

【住 宅 名　　　　　　　　　　 　】

上記につきまして、書面の交付および説明をしました。

貸　　主　　 住所または事務所の所在地

○　○　○　○

　　　　　　　 商号、名称または氏名

○　○　○　○　　印

代 理 人 　住　所　　○　○　○　○

氏　名　　○　○　○　○　　印

上記につきまして、書面の交付および説明を受けました。

借　　主 　 住　所　　○　○　○　○

　　　　　　　　氏　名　　○　○　○　○　　印

代 理 人　 住　所　　○　○　○　○

氏　名　　○　○　○　○　　印